

令和3年度 国際機関等への拠出金等に対する評価シート(新規案件)

総合評価	評価基準1	評価基準2	評価基準3	評価基準4
-	-	-	-	-

■ 拠出金等の概要

1 拠出金等の名称	
国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)能力強化拠出金	
2 拠出先の名称	
国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)	
3 拠出先の概要	
国連人権高等弁務官のポストは、1993年12月、第48回国連総会決議48/141により創設。国連人権高等弁務官事務所は、同弁務官を長とし、国連事務局の中で人権を包括的に扱う唯一の機関(加盟国数は国連加盟国に準ずる。)。本部はジュネーブ(スイス)にあり、事業の目的は、人権享受の普遍的な促進、人権に係る国際協力の推進等で、年3回行われる国連人権理事会の事務局及び主要な人権条約委員会の事務局として機能。	
4 (1)本件拠出の概要	
本件拠出は、脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、法的観点からの分析を行う、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)ソウル事務所を含む OHCHR の能力強化を行うもの。	
4 (2) 本件拠出の形態	☐ コア拠出 ☒ ノンコア拠出
4 (3) 本件拠出額の規模(予算額、拠出率、拠出順位等)	
令和2年度当初予算額	-

令和3年度当初予算額	25,938 千円

5 担当課室・関係する主な在外公館	
総合外交政策局 人権人道課、在ジュネーブ国際機関日本政府代表部	

評価基準1 本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

1-1 (1) 本件拠出を通じて達成を目指す外交政策上の目標(外交戦略、重要政策、重点分野等)
本件拠出金は、外務省政策評価体系上、「基本目標Ⅱ 分野別目標」、「施策Ⅱ-1 国際の平和と安定に対する取組」、「個別分野7 国際社会における人権・民主主義の保護・促進のための国際協力の推進」、「測定指標7-1 人権・民主主義の保護・促進」の下に設定された中期目標「多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等」を通じ、国際社会の関心事であり、日本にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、日本にとって望ましい国際環境を实

現する」及び「測定指標7-3 人権理事会に日本が提出・提案する人権状況決議の採択状況」の下に設定された中期目標「多くの国の賛成を得て採択されることを確保する」を達成するための達成手段の一つと位置づけている。 (令和3年度外務省政策評価事前分析表参照)
1-1 (2) 上記 1-1 (1) の目標を達成する上での本件提出の有用性・重要性(その他手段との相互補完性、比較優位性、代替不可能性等を含む。)
日本は、これまで国連人権理事会及び国連総会において、北朝鮮人権状況決議を主導してきており、本年採択された同決議では、OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業を引き続き2年間行うとの内容が含まれている。本件提出は、OHCHR ソウル事務所が、北朝鮮における人権状況の実態等を脱北者等から聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、分析を行うことを可能にするものであり、本件提出を通じ、OHCHR ソウル事務所の取組を財政面からも後押しすることが重要である。また、こうした取組は拉致問題の解決のための取組にも資する。 なお、北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報を一元的に管理し、法的観点から分析を行うという OHCHR 能力強化で行われているような事業は、他では行われていないため、代替は不可能である。また、OHCHR は、能力強化の取組を行うにあたり、関係国のみならず、北朝鮮における人権状況の収集等を行っている市民社会組織及び被害者団体等とも緊密に連絡をとり、ネットワーク構築に取り組む等相互補完に努めている。 本件提出以外に、日本から OHCHR に対し、別途任意提出(2021 年度当初予算 1,768 千円)を提出しているが、いずれも重要度の高い、異なる目的を有する案件への提出(本件は、北朝鮮の人権状況の実態等に関する情報収集・分析のための提出であり、別途の任意提出は、新型コロナウイルスが人権に与える影響への対応)である。
1-2 提出先の意思決定プロセスにおける日本の意向を反映できる地位等の維持・確保の状況
OHCHR は、国連人権理事会決議において決定された人権状況の監視等を実施することから、日本も国連人権理事会決議を通してその意識決定プロセスに積極的に参加している。また、日本は、直近では 2019 年 10 月の選挙で当選し、2020 年 1 月～2022 年 12 月まで国連人権理事会理事国を務めている。
1-3 提出先との間での要人往来、政策対話等
●2006 年より毎年 1 回、国連人権理事会ハイレベルセグメントに、外務省政務レベルが出席している。2020 年 2 月は、新型コロナウイルスの影響により、ビデオステートメント形式となり、茂木外務大臣がビデオステートメントを行った。 ●2016 年 11 月、2017 年 12 月及び 2019 年 12 月、キンタナ国連北朝鮮人権状況特別報告者が訪日し、北朝鮮の人権侵害等につき、政府関係者等と意見交換を行った。 ●2019 年 3 月、東京において、バチエ国連人権高等弁務官が参加して第 2 回日・OHCHR 政策協議が開催され、日本と OHCHR のパートナーシップのあり方や、人権分野等における日本の取組、国連の人権メカニズムの課題、アジア地域の人権状況等につき意見交換を行った。 ●2015 年 11 月、2017 年 3 月、2019 年 10 月に、OHCHR ソウル事務所長等が、北朝鮮の人権侵害に関する情報収集等のため訪日し、政府関係者等と意見交換を行った。
1-4 日本政府以外の日本関係者(日系企業(調達先企業を含む)、日本の NGO・NPO、地方自治体、大学、個人資格の委員等)による提出先への関与及び同関係者にとっての本件提出の有用性・重要性
2016 年 11 月、2017 年 12 月及び 2019 年 12 月、キンタナ国連北朝鮮人権状況特別報告者が訪日し、北朝鮮の人権状況に関心のある NGO 関係者と意見交換を行った。2015 年、2017 年、2019 年にポールセン OHCHR ソウル事務所長が訪日した際には、北朝鮮の人権状況に関心のある NGO 関係者等とも面会している。また、本件提出は、拉致問題解決のための取組に資する。
1-5 1-1 (1) 外交政策目標に向けた本件提出の貢献度に係る総括

本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため、現時点での取組及び成果はないものの、中期目標「多国間及び二国間の議論・対話への積極的な参加等を通じ、国際社会の関心事であり、日本にとって重要な基本的価値の一つである人権・民主主義の国際的な保護・促進に取り組むとともに、国際社会における日本の役割や信頼性の向上に努め、日本にとって望ましい国際環境を実現する」を達成するにあたり、これまで日本が、国連人権理事会及び国連総会において主導してきた北朝鮮人権状況決議に、OHCHR ソウル事務所を含む、OHCHR の能力強化事業を引き続き2年間行う内容が含まれていることから、本件拠出を通じ、その取組を財政面からも後押しすることが重要。

本件拠出によって、OHCHR ソウル事務所が、北朝鮮における人権状況の実態等を脱北者等から聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、分析を行うことは、拉致問題の解決のための取組にも資する。

評価基準2 国際機関等拠出先の活動の成果

2-1 (1) 【コア拠出分のみ】拠出先の戦略目標
2-1 (2) 【コア拠出分のみ】上記 2-1 の戦略目標達成のための拠出先の取組及びその成果
2-2 【ノンコア拠出分のみ】ノンコア拠出による実施事業の目標、取組及びその成果
脱北者等から北朝鮮における人権状況の実態等を聴取し、収集した情報をジュネーブで一元的に管理し、法的観点からの分析を行う、OHCHR ソウル事務所を含む OHCHR の活動の能力強化を行うもの。かかる活動は、拉致問題解決にも資する。 なお、本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため、現時点での取組及び成果はない。
2-3 評価基準2関連の日本側の取組(その結果としての拠出先の対応を含む)
(本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため、現時点での日本側の取組はない。)

評価基準3 国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

3-1 本件拠出金に係る決算報告書等の概要	
3-1 (1) 会計年度	1月から12月
3-1 (2) 直近2年度分の決算報告書の受領(先方公表)年月	
3-1 (3) 報告書未受領の場合、その理由	本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため。
(参考) 次回報告書の受領予定時期等	2022 年5月頃(日本の 2021 年度分)
3-1 (4) 決算報告書(及び外部監査報告書)等の要点	
3-2 本件拠出事業を巡る組織・行財政マネジメント(ガバナンス、コンプライアンス、リスク管理等を含む。)(コア拠出の場合、拠出先機関全体にかかるマネジメント。コア拠出でない場合、拠出事業にかかるマネジメント。)	
3-2 (1) 組織・行財政マネジメントの更なる改善や課題克服に向けた主要な取組の状況(改革ビジョン・戦略・実施計画等の策定状況、改革計画等の実施状況と成果等)	

(本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため。)
3-2 (2) 組織・行財政マネジメントに関連するいわゆる不適切事案(国際報道等組織内外から提起された疑義等を含む)の概要・対応ぶり。
(本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため。)
3-2 (3) 上記 3-2 (1)及び 3-2 (2)の課題克服等に向けた日本側の働きかけや取組
(本拠出金は、令和3年度に新たに拠出することが決定された案件であり、現時点では、送金も含め未実施であるため。)

評価基準4 日本人職員・ポストの状況等

4-1 日本人職員・ポストの状況(専門職以上の職員を対象。原則各年 12 月末時点。)						
(1) 日本人職員数の増減						
過去3年の日本人職員数				☐ 拠出金の使途範囲内(拠出先の部局等) ☐ 拠出先全体		(参考) 全職員数
2016	2017	2018	平均値	2019	日本人職員の増減	2019
-	-	-	-	-	-	-
2017	2018	2019	平均値	2020	日本人職員の増減	2020
-	-	-	-	-	-	-
備考						
(2) 日本人幹部職員数の増減						
過去3年の日本人幹部職員数						
2016	2017	2018	平均値	2019	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
2017	2018	2019	平均値	2020	幹部職員数の増減	
-	-	-	-	-	-	
備考						
(3) 上記 4-1(1)及び 4-1(2)の定量測定に加え、相応の考慮に値すると考え得る定性的な状況(ASG 相当以上の重要ポスト獲得状況、日本人職員の採用・昇進に向けた拠出先及び日本側の取組状況等)						
4-2 本件拠出金を基準4の評価対象としない場合(「N/A」とする場合)、評価対象としない(「N/A」とする)合理的理由						